

**N046 学校における合理的配慮について考える**

一国立特別支援教育総合研究所の
インクルーシブ教育システム構築支援データベースの
実践事例をとあして一

「合理的配慮」は、これまで学校が行ってきた「配慮」とどこが違うのでしょうか？

大きな違いは、「合理的配慮」という新しい概念が生まれた背景です。国連の「障害者の権利に関する条約」や、国の「障害による差別の解消の推進に関する法律」の趣旨に則ったものであり、障がいのある子どもたちの教育の権利を保障し、十分な教育が受けられるようにするためのものです。そして、「合理的配慮」の提供に当たっては、本人及び保護者の思いを聞くとともに、学校での対応について理解を求め、十分な話し合いがなされることが望まれます。

もちろん、今までの「配慮」も法律には定められていなくても、このことを前提として行われてきたものですので、結果として、今まで行なわれてきた「配慮」と「合理的配慮」が同じであることは十分に考えられます。

実践事例から学ぶ 「中学校の通常の学級におけるADHDの生徒に対する合理的配慮」

ここでは、国立特別支援教育総合研究所のホームページに公開されているインクルーシブ教育システム構築支援データベースの実践事例を紹介します。この事例は、文部科学省指定のインクルーシブ教育システム構築モデル事業として研究・報告されたもので、ホームページに公開されている報告書の内容を引用・要約したものに、コメントを付け加えています。各校の実践の参考にしてみてください。

対象生徒の実態**<通常の学級在籍の中学3年生>**

- ・ 不注意優勢型の注意欠陥多動性障害及び起立性調節障害(※)の診断（中学2年時）
- ・ 板書の視写に時間がかかる、授業への集中が続かない、提出物をよく忘れる。
- ・ 国語では、漢字、音読、作文、読解等が苦手である。
- ・ 数学では文章題は難しいが、計算は比較的得意である。
- ・ 授業に真面目に参加しているが、眠ってしまうことが少なくない。
- ・ 基礎基本の定着が十分ではなく、学習を理解するためには、個別支援を必要とする。
- ・ 友達関係は良好である。
- ・ 全般的に知的発達の遅れはないが、視覚的な処理能力は高く、聴覚的な記憶力が低い。

※起立性調節障害…自律神経系の不調により、朝起きられない、立ちくらみ、全身の倦怠感、食欲不振などの様々な症状があらわれる。

指導目標

- 集中して授業への参加、学習の基礎基本の定着、提出物の期日までの提出。

主な合理的配慮

- 板書の視写は、課題、キーワード、まとめは視写することを基本にするとともに、書き込みプリントを活用して板書視写を軽減した。(それでも板書の視写が難しいときは、カメラで撮影したものを活用した。)
- 進路に関する提出物は保護者に連絡し、協力を得た。
- 視覚からの情報提示が効果的と考え、社会科では電子黒板を常に使用している。
- 眠ってしまうことが多いので、友達がとんとんと肩をたたいて起こしたり、教員がこまめに声かけをしたりした。
- 特にグループ活動に参加できている様子が観察されたことから、生徒Aが普段から交流の多い相性のよい生徒を隣の席やグループ内に配置するようにし、グループ活動や隣同士の話合いで授業への参加度を高められるようにした。
- 生徒Aに発達障害があることがわかり、生徒Aに対する認識を変えて、本人の困難性を理解しようとした。
- 本人及び保護者からの「席を前の方にしてほしい」「教室の中では目立つような個別支援はしないしてほしい」という要望に配慮した。
- 注意を黒板に向けられるように、黒板上部のスペースは掲示物を最低限にし、視覚刺激を少なくした。

「分かりやすい板書」は、合理的配慮ではありますが、授業の基本でもあります。

「本人が忘れないこと」も大切ですが、確実に書類を提出することも大切です。

他の生徒の協力も得られるような学級づくりが基盤となります。

生徒の活動の様子からも、合理的配慮のヒントが見えてきます。

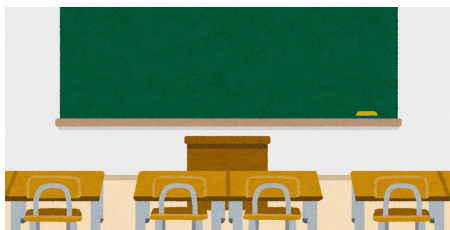
本人の特性や困難性を理解することも大事な合理的配慮と言えます。

保護者等からの要望に対しては、思いを尊重しながら、対応が可能かどうか十分な校内での検討と保護者等との話合いが必要です。

黒板周辺だけでなく、黒板そのものも、常にすっきりさせておきたいものです。

成果(◎)と課題(△)

- ◎ 教科担任が行った板書の構造化(1時間1面にする、課題は青、キーワードは黄、まとめは赤を使って提示する)により、他の生徒より時間はかかっているが、板書の視写がほぼできるようになった。
- ◎ 担任が隣席やグループ内に相性の良い生徒を配置したり、各教科担任が声かけによる個別支援などを積み重ねたりしたことにより、特に3年生後半になって、活発に活動する姿が増えた。
- △ 高等学校においても中学校での合理的配慮が継続されるように、生徒Aの特性及びこれまでに行ってきた合理的配慮について、引継ぎを行う必要がある。
- △ その他の教育的ニーズのある生徒に対しての理解を進め、学習面・生活面・心理面への支援方法を学校全体で検討し実践するために、生徒Aの合理的配慮等について学校全体で共有する必要がある。



書くことの負担軽減のための手立てでしたが、結果として、板書内容が分かりやすくなり、書きやすくなったと思います。

「積み重ね」と表現されているように、効果を確認しながら、地道な取組を継続していくことも必要です。

先生方の実践を校内だけでなく、地域学校園内でも共有していただきたいと思います。